令　和　６　年　度

保　育　園
入園のしおり

＜保育園について＞

保育園は、児童福祉法に基づいて設置されているもので、保護者の稼働・疾病・その他の事情により保育できない家庭に代わって保育する施設です。

美幌町には、下記の２つの保育園があります。

保育園名	美幌保育園	東陽保育園
所 在 地	美幌町字西2条北2丁目4番地の52及び54	美幌町字栄町4丁目4番地の5～12
設置経営主体	美　　幌　　町	美　　幌　　町
設 置 認 可	昭和36年11月30日 網　走　支　庁　長	昭和52年12月20日 網　走　支　庁　長
開園年月日	昭和36年12月1日	昭和53年1月1日
建物の状況	簡　易　耐　火　平　屋　建	簡　易　耐　火　平　屋　建
建 物 面 積	５３７．９４㎡	５１４．８１㎡
敷 地 面 積	２，１４９，２３㎡	１，８１１．２２㎡
定　　員	６０名	６０名
職員の状況	園　長（１）　技能員（１）	園　長（１）　技能員（１）
	主査保育士１　栄養士（１）	主査保育士１　栄養士（１）
	保育士8　調理員１	保育士5　調理員１
	嘱託医（１）　嘱託歯科医（１）	嘱託医（１）　嘱託歯科医（１）

（　　）内は兼務の人数

＜保育の内容について＞

＊保育目標　・元気で明るく、のびのびした子ども　・正しい生活習慣の身についた子ども

＊保育時間

①　保育短時間・・・平日午前８時から午後４時まで、原則月就労時間４８時間以上

②　保育標準時間・・平日午前８時から午後６時まで、原則月就労時間１２０時間以上

※保育を必要とする事由が「妊娠・出産」の場合は基本を標準時間とします。ただし、産前産後８週を経過し「育児休業」となった場合は基本を保育短時間とします（届出が必要）。

※保育短時間利用で午後４時以降にお迎えになった場合は、延長保育料がかかります。

※土曜日は、午後１時までが通常保育。就労時間によって午後４時まで利用できます。

＊標準保育・土曜日の長時間保育利用の場合は、各保育園にて申請してください。

※初めて入園されるお子さんは、慣れるまで１０日間程午前保育となります。

※日曜日、祝日、年末年始、年度終わり・年度始まりはお休みです。

※保育を必要とする理由等に変更があった場合は、早急に変更届を提出してください。

＜１日の標準的な保育のプログラム＞

８：００・・・順次登園（朝の挨拶、健康状態観察、身の回りの調査）
自由遊び(滑り台、積み木、ままごと、他各コーナーにて）
遊具の片付け
組別保育（天気の良い日は、できるだけ外遊びを経験させる）

１１：００・・・食事（食事の準備、片付け）
１２：００・・・食後の休息（静的な遊び、お話、絵本他）・歯みがき
１２：３０・・・午睡（お昼寝）
１４：３０・・・起床（寝具の片付け）・ おやつ
１６：００・・・降園

＜保育園の行事＞

・身体測定・・・毎月　　・避難訓練・・・毎月　　・お誕生会・・・毎月
・その他家族と共に楽しい１日を過ごし、お子さんの成長をみてもらうため、次の行事を行います（★印のついた行事は、親子行事）。

４　月・・・★入園式、★家庭訪問
５　月・・・こどもの日お楽しみ会、交通安全教室、健康診断
６　月・・・園外保育、歯科検診
７　月・・・★運動会
８　月・・・七夕（★夜にも行う）
９　月・・・★バス遠足
１０　月・・・健康診断、★保育懇談
１１　月・・・★おゆうぎ会
１２　月・・・クリスマス会、もちつき
２　月・・・節分、★保育懇談
３　月・・・ひなまつりお楽しみ会、★卒園式

＜保育を必要とする事由＞

①【就労】　フルタイムの他、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労を含む。
（一時預かり保育で対応可能な短時間就労は除く）:月４８時間以上が必要です。
②【妊娠・出産】　児童の母親が、妊娠・出産（産前８週から産後８週の末日まで）
※出産後８週を経過した後も継続利用する場合は、育児休業に変更申請が必要
③【保護者の疾病、障がい】　保護者が、病気又は心身に障がいを有しているためその児童の保育ができない。
④【同居人又は長期入院の親族の介護・看護】　病気又は心身に障がいを有する同居人の親族、長期の常時介護により児童の保育ができない。
⑤【災害復旧】　震災・風災害・火災・その他災害復旧に当たっているため児童の保育ができない。
⑥【就学】　資格取得、職業訓練校等の利用のため、児童を保育できない。
⑦【求職活動】　児童の保護者が求職・開業準備などの活動中（９０日以内に就労報告が必要）
⑧　虐待やＤＶのおそれがある。
⑨　育児休業取得中に、既に保育園を利用している子どもがいて継続利用が必要である。
※育児休業期間中は利用可。ただし、１年以上育児休業を取得する場合は、証明できる書類を毎年提出してください。
⑩　その他、上記に類する状態として町が認める場合。

＜入所申し込み時に必要な書類について＞

（１）支給認定申請書兼保育所入所申込書

入所される児童１人につき１枚必要です。

（２）健康保険証

児童の年齢、家族構成確認のため必要です。必ず持参してください。

（３）母子健康手帳

入所される児童の母子手帳を持参してください。

また、入所できる基準②の理由により申し込みされる方は、そのお子さんの母子手帳（出産予定日の確認）も持参してください。

（４）保育が必要なことを証明する書類（以下のいずれかが必要となります）

＊就労証明書

入所される児童と同居している方は、お勤めされている方全員について、勤務先から証明を受け提出してください（雇用予定、育児休業中の場合も含む）。

＊診断書又は身体障害者手帳等

入所できる基準のうち③・④の理由により申請される方は、診断書又は身体障害者手帳等を提出してください。

＊在学証明書等

保護者が資格取得のため在学している場合は、その証明書を提出してください。

４月以降に入学する場合は、合格通知書又は受験票の写し等を提出してください。

（５）その他

心身に障がいのある児童については、障害手帳の写しを提出してください。

また、大きな病気をしたことがある又は発達に心配があるなどの場合は、申請時にその旨を申し出てください。

（６）保育料算定に必要な書類

・基本的には申請書内の「税情報等の提供に当たっての署名欄」にて同意をいただき、確認しています。

＊世帯の課税状況で保育料が算定されます。

生計を同一にする父母及び同居の祖父母・その他の同居人などがいる場合は、課税額も合算になります。

申込書の世帯の状況欄には「生計を同一にする全ての方」を記載願います。

＊住宅借入金等特別控除、配当控除、寄附金控除の税額控除（調整控除を除く）を控除する前の金額になりますので、税額決定額と異なる場合があります。

＊農業者世帯、自営業者世帯において祖父母が事業主となって父母を専従者控除の対象とし、事業構成者が一体となって生計を維持している場合は、祖父母と生計を同一とみなします（専従者給与を受けている方）。

＜多子軽減について＞

・第２子、第３子は多子軽減により保育料が軽減されます。

第１子の年齢は原則１８歳以下ですが、課税状況により上限年齢が撤廃される場合もあります。

＜申請書の書き方について＞

（１）「保育の利用を必要とする理由」の欄について、必要とする理由の該当する箇所にチェックをし、その具体的な状況について記入してください。

（２）②「世帯の状況」は、入所される児童の両親及び生計を同一にしている親族等の全員（町外在住で扶養している方も含む）を記入してください。

（３）「勤務先名又は学校名等」の欄は、父親・母親・祖父母等が就労している場合は勤務先を記入し、自営業の場合は「自営業(〇〇商店など)」と記入してください。また、就労予定の場合は、「（会社名）予定」と記入してください。

兄弟姉妹が幼稚園・保育園等に入園の場合（予定も含む）は、園名を記入してください。

町外在住で18歳以上の扶養している兄姉等も必ず記入してください。

（４）「利用を希望する期間」欄は、小学校入学までの範囲で、保育が必要と見込まれる期間を記入してください。

（５）「利用を希望する施設名」欄は、希望される順位に保育園名を記入し、その保育園を希望する理由を記入してください。（簡単な理由で構いません。例：兄弟が入所しているため、家から近いため、など。）

＜入所児童の選考について＞

＊保育園は、保育が必要な児童を保育することが目的ですので、入園決定は家庭の状況や実情などを調査し、**保育の必要性が高い児童から入園決定**いたします。

＊希望の保育園へ入園出来ない場合や、入園基準に該当しないため入園できない場合など、希望に添えない場合がありますので、あらかじめご承知ください。

＜入所申込書の受付・面接について＞

面接は、下記の日程で行います。

１月２０日（土）　９時００分～１１時００分

両園とも、子育て支援センターで行います。お子さんと一緒にお越しください。

＊入所申込書類用紙は、１月９日（火）～１月１９日（金）まで役場１階児童支援グループ（窓口５番）・各保育園・子育て支援センターで交付しています。

＊申込書類は、１月１９日（金）までに**役場児童支援グループ（窓口５番）**に提出してください。

＊年齢の区分は、４月１日現在の年齢が基準となります。【例：４月１日で満３歳でそれ以後、年度中に４歳になった場合でも３歳児扱いとなります】

＊保育料は、保護者等生計を同一にする方の税額（町民税所得割課税額）合算額に応じて決定します。従って、それぞれの家庭により保育料は異なります。

＊保育料は、9月に後期算定をしますので、9月から変更になる場合があります。

＊給食について：栄養計算された献立により給食（副食及び牛乳とおやつ）を行っています。

☆ご不明な点がありましたら、役場児童支援グループ（窓口５番）

（℡０１５２－７７－６５４１）までお問い合わせください。